

## 松江地裁委員会（第32回）議事概要

### 第1 日時

平成28年2月10日（水）午後1時30分から午後4時まで

### 第2 場所

松江地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

（委員） 絲原康夫，大野 洋，河原正憲，繁浪 均，陶山裕史，  
竹内祐子，野島和朋，野津富士男，原田美穂子，每熊浩一，  
増田耕兒，吉浪正洋

（五十音順敬称略）

（事務担当者） 吉田事務局長，内藤刑事首席書記官  
草野総務課長，吉田庶務係長

### 第4 テーマ

裁判員裁判について

### 第5 議事

- 1 委員長選任
- 2 裁判員制度の現状と課題について（DVD視聴含む。）
- 3 裁判員裁判に関する広報活動について
- 4 意見交換  
別紙のとおり
- 5 次回委員会のテーマ  
配偶者暴力等に関する保護命令手続について
- 6 次回開催日時  
平成28年7月21日（木）午後1時30分

(別紙)

**A委員:**平成25年以降、松江地裁における裁判員候補者の辞退率が、全国平均と比較して高くなっているが、その原因について何か分析されているか。

**B委員:**分析はできていないが、審理期間が少し長くなっていることや、3月や12月の繁忙期に審理した事件が多かったことが影響しているのではないかとと思われる。

**C委員:**「裁判員制度の実施状況等に関する資料」によると、平成26年の辞退率は、松江が約70%で、辞退率の低い庁と比較して20%くらい高くなっている。山陰両県の辞退率が高かったのは、高齢者が多いことも理由として考えられるが、いずれにしてもきちんとした分析をする必要がある。

**D委員:**辞退事由とその割合を分析する必要があるのではないか。例えば、仕事を理由とする辞退についても、個人として仕事を抱えているから辞退したいというケースもあれば、会社からこの時期に抜けられては困ると言われたから辞退したいなど、いろいろなケースがあると思われる。

それと、島根県の企業では、裁判員裁判に関する休暇制度がどの程度導入されているのか。

**B委員:**まず、特別有給休暇制度については、制度開始前後に、多くの企業等に裁判所から特別有給休暇制度の導入についてお願いをしているが、その後、導入されたかどうかについては把握していない。ただ、参加された裁判員に何うと、休暇制度が導入されていると述べられることが多い。

それから、仕事を理由とする辞退については、シフトが既に組まれており交替することができない、あるいは、もともと1人か2人で仕事をしており、数日間休むのが難しいというような申立てが多いと感じている。

精神的負担等による辞退については、県西部や隠岐の島といった遠隔地の方が、松江まで毎日通うのが難しく、宿泊すると家族の養育や介護ができなくなるという申立てが、多いように思われる。

**E委員:** 辞退率の上昇について、全国的に原因調査がされているのか。

**B委員:** 雇用環境の変化，国民の制度に対する関心の低下，あるいは審理期間が長期化傾向にあるということなどが影響しているのではないかという意見があるが，最高裁においても，現段階では原因調査はなされていない。

**F委員:** 島根県の辞退率が高いのは，高齢化，家族の介護，零細企業のためシフト交替が困難であるといった事情があるのではないか。また，裁判に関わりたくないといった県民性も影響しているのではないか。

裁判後は「非常に良かった。」という感想が多いということだが，私は，一生守秘義務があることが精神的に負担に感じると思う。狭い地域でもあり，裁判員を務めたことがすぐ分かるのではないかといった心理も影響して，辞退をする人が多いのではないか。

**委員長:** 裁判員制度に対する印象や，制度説明，DVDの内容についての感想を伺いたい。

**G委員:** 制度開始から7年経過し，裁判員制度導入の目的が薄れ，「プロの裁判官がいるのに，何で素人が裁判に参加しなければならないのか。」という意識があるのではないか。裁判員制度の必要性について，納得できる説明があれば，参加の意識も高まると思う。

裁判所が，運用改善に取り組んでいることは理解できたが，なぜ素人が参加しなければならないのかという部分については，ふに落ちない部分がある。制度導入からわずか7年なので，なかなか受け入れられないのも仕方がないと思う部分もある。

それと，広報活動として高校生を対象とした模擬裁判を実施しているということだが，中学生にも対象を拡げてはどうか。

また，余談ではあるが，裁判員を題材としたドラマを作成してみてもどうか。

**H委員:** 社員と話をしていると，裁判員制度という言葉は知っていても，中身については知られていないようで，恐らく，自分には無関係なことだという意識が

あるのではないかと思います。例えばドラマを作成するなど、誰もが興味を持てる、分かりやすい広報をすとか、小さな頃から裁判員制度について教育していくことが大切ではないかと思います。

**B委員:**裁判員制度導入の目的については、以前の裁判が、時間が掛かり分かりにくいというものを、国民に御参加いただくことで、裁判を分かりやすく、身近なものにしていくというアプローチで説明を行っている。

また、裁判員経験者からは、世の中で様々な事件が起きていることが理解できた、懲役何年という判決がどのようにして導かれたかが分かり、新聞記事を読むときの感じが変わった、あるいはニュースを見て、事件について自分なりに考えるようになり、「日本社会の一員」「主権者としての国民」という意識が芽生えたといった意見を頂戴している。

理解が深まるよう、説明対象者によって説明内容を工夫するよう努めている。

**C委員:**裁判員制度は、刑罰の重い事件が対象となっていることなどが参加へのハードルを高くしていると考えます。また、無作為抽出によって裁判員を選任している状況からすると、一定の強制力があるとは言え、参加率としては高いと言えるのではないかと。

参加意欲を高めるためには、コストを抑えたり、裁判員は非常にいい経験となることをアピールしたりするほか、小学校からの長期的な教育を行うことが必要である。

**I委員:**辞退率の高さの原因として、高齢のため歩行困難であり出席できない、裁判員としての職務が本当に務まるのかという不安などが考えられる。

制度問題ではあるが、高齢者については、辞退を認めるのではなく、通知そのものをしない方法はどうか。

また、学校教育において、裁判員制度を学ぶ機会を設けることにより、制度に対する抵抗感が小さくなるのではないかと。

**委員長:**70歳以上の方でも、裁判員として参加し、貴重な御意見を述べられる

方もいらっしゃる。裁判所としては、接触しない段階で、高齢であるということだけで除外する判断はできないので、最初に調査票を送付し、高齢を理由とする辞退希望があれば除外するという手続を執っている。

島根県は高齢者の割合が高いが、参加できる方は是非参加していただきたいと思っている。

**J委員:**学校の授業でも裁判員制度を取り扱っており、ここ数年、模擬裁判を行う学校も増えている。そういった教育を受けた子供たちが増えてくれば、裁判員制度の認知度も上がり、辞退率も改善されるのだろうが、もうしばらく時間がかかるのではないかと思う。

それから、制度導入前に、裁判所で社会科の教員による模擬裁判を経験させていただいたが、有罪・無罪を判断をすることが、非常に重いことであると実感した。教育現場では、有罪・無罪の判断が、簡単なものではないことを教えることも必要であると考えており、それらを踏まえた上で、責任を持って、裁判員として参加できるように指導している。

**委員長:**次に、経営者や管理職の視点から、裁判員制度への参加についての御意見を伺いたい。

**F委員:**私の会社では、社員が裁判員に選任されたら、有給休暇を取得させることはできると思うが、社員を見ていると、裁判員制度についての認識は非常に低いと感じている。中小企業でも、従業員が裁判員として参加できるように、それなりの対応はできると思う。

裁判員制度は、被告人の立場からすると、一般市民が参加して有罪・無罪の判断をされるので、不安に感じるのではないかという気がする。

検察官の求刑が短いと感じることがあるが、裁判員を経験することで、どのように求刑が導かれるのか分かるなど、貴重な機会となると思う。

**H委員:**派遣社員の場合、派遣先の企業に御理解いただくことが必要で、派遣社員が裁判員裁判参加のために休暇を取ることにについてどの程度意識が高まってい

るかが重要となる。

それと、裁判員候補者は、裁判員としての職務について非常に不安を感じていると思うので、何かしらフォローをする態勢が必要だと感じている。

**委員長:** 裁判所としても、制度説明の要請があれば、積極的に出向いていきたい。

次に、報道機関の立場から、辞退率等の問題について御意見があるか。

**D委員:** 裁判員制度開始から7年が経過したが、まだよく分からないというのが正直なところであり。今後の制度見直しにも注目している。

また、評議において、市民感覚がどの程度判決に反映されているのか知りたいところである。これまでの量刑と比較して、大きく異なる結論が出た場合には、その結論が妥当であるか問題があるように思う。

それと、一審の裁判員裁判が控訴された場合、控訴審では、「裁判員のこのような意見があったから、こういう判決になった。」ということに基づいて審理をすることになるのか伺いたい。

また、控訴審で一審と異なる判決が出た場合、裁判員の負担感もかなり重いという気もしており、制度の根本的なところを見直す必要があると感じている。

**B委員:** 評議について、裁判官と裁判員が対立構造になることは、私自身ほとんど経験したことがない。裁判員の意見は尊重しつつ、公平性も確保しなければならないので、量刑に関する資料などをお見せしながら評議を進めていくのが普通であり、過去の量刑から大きくかけ離れた判断になることはないと考えている。

それと、裁判員制度導入後、控訴審の在り方についても、議論がされている。最高裁判決で、裁判員裁判以外の事件も含め、一審の判断に、論理的な誤りや経験則から明白な誤りがない限り、一審の判断を尊重すべきだという判断が出されている。これにより、控訴審では、もう一度裁判をやり直すという形ではなく、一審に誤りがない限り、その判断を基本的に尊重するという意識で運用しているのは間違いないと思う。

ただ、一審の判断に前述のような誤りが認められれば、裁判員裁判であっても、控訴審が一審と異なる判断をすることは、制度の前提としてはあり得る。

最近では、控訴審において、一審と異なる判決が出されたことが大きく報道されているが、一審の判決が維持されている事件も多い。

**D委員:**法教育に関して、制度周知のためには、義務教育期間中に必ず模擬裁判を行うといったようなことも必要ではないかと思う。

**委員長:**弁護士会から、法教育に関する取組について御説明いただきたい。

**E委員:**弁護士会では、高校、中学校、小学校に出向いて法教育を行っている。近年、法教育の依頼が増加し、模擬裁判を実施する機会が増えている。最近でも裁判所、検察庁の協力を得て、実際の法廷を使用した模擬裁判の様子が報道された。

推測だが、背景には選挙権年齢の引き下げが関係しており、学校現場で主権者教育へ意識の高まりから、その一環として、弁護士会の法教育のことが口コミなどで広まっている印象がある。年間の授業計画の組み方もあり、全ての学校で法教育を義務化することは難しいと思われるが、依頼数は増加しており、長期的には裁判員裁判に対する理解も広まっていくと思う。

**委員長:**島根県の地域的特性や精神風土などを踏まえ、裁判所の広報の在り方として、対象者、方法、あるいは内容について、御意見があれば伺いたい。

**A委員:**辞退の類型については、①裁判員として参加することへの意義が見出せない、②意義は見出せるが、裁判員として参加するに当たり、仕事を休むなど、私生活との調整が困難であるため参加できない、③参加したいが、参加することに対する不安を抱えているの3つに分けられ、それぞれについて対策を考える必要がある。

1つ目の意義を見出せない方については、むしろ法教育、それも教育をする先生が主体となる公民教育の中で理解させていくことが必要であると思う。

2つ目の私生活との調整が困難な方については、経済的な問題が絡むことで

もあり、裁判所にできることには限界があり、御協力を呼びかけることになるのではないかと。

3つ目の参加することに不安のある方については、裁判所の広報活動によって、運用面での取組を広く周知し、不安の解消に努めることができると考える。

それと、法教育の一環として、学校に招かれて行われる模擬裁判については、法曹三者が、どういう意義を持ってやるものなのか明確に意識してやる必要があるのではないかと。

**K委員:**裁判員制度は、国民が主権者であることの意識を持ち、裁判などの社会活動について、主体的に考えて取り組むということの成長を促す1つの動きであると解釈している。

以前は、日本に裁判員制度は合わないと感じていたが、その理由は、学校の教育現場がいわゆるクローズ的で、オープン的な学習をしていないからである。最近では、学校で模擬裁判を行っているということで、非常に良い取組だと思う。子供たちが考えながら展開していく授業をしないと、子供たちの力にはならないだろうと思う。

それと、裁判所見学に約100人で来庁したが、「建物が新しくなって良かった。」「初めて来た。」という感想を聞いている。私は、市民の方も裁判所に興味を持っているのだと思う。

一般市民にも模擬裁判を体験してもらうことで、裁判員裁判に対する参加意欲がより高まるのではないかと思う。公民館などに協力を依頼し、一般市民にも模擬裁判の体験を通じて制度理解を深めてもらうことで、参加率が上昇するのではないかと思う。

以上